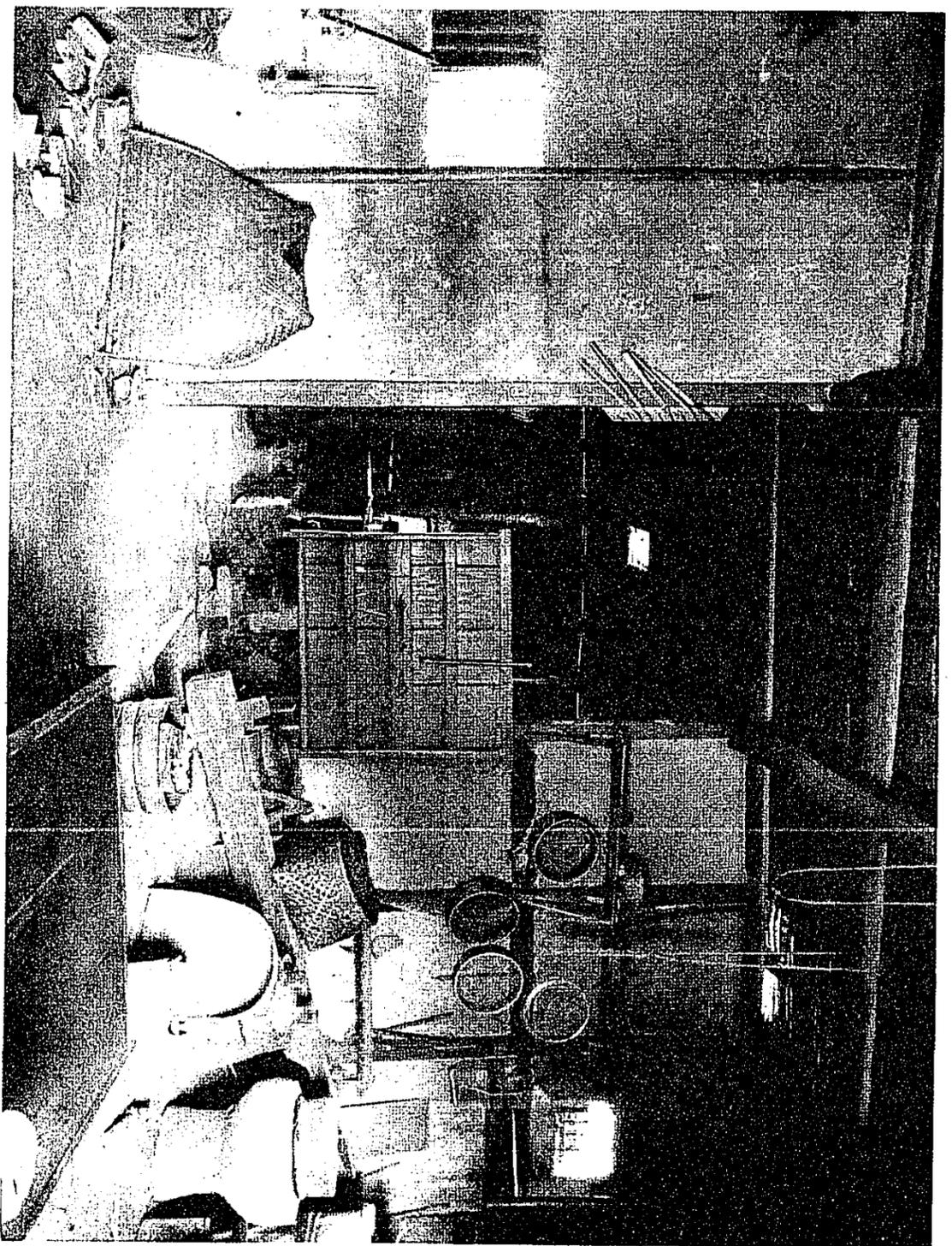


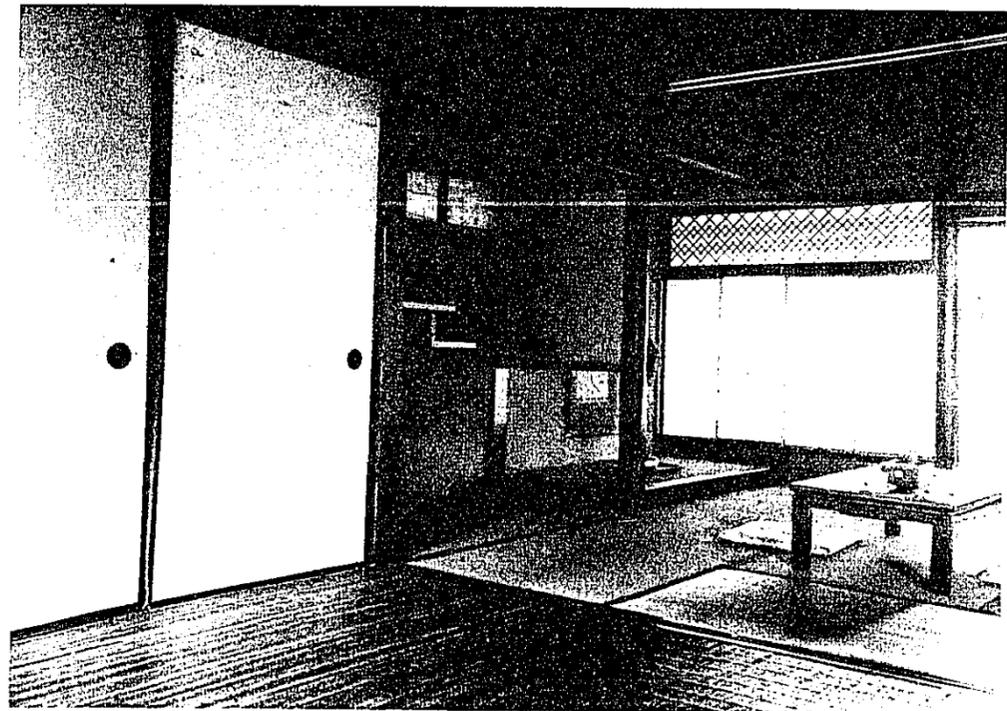
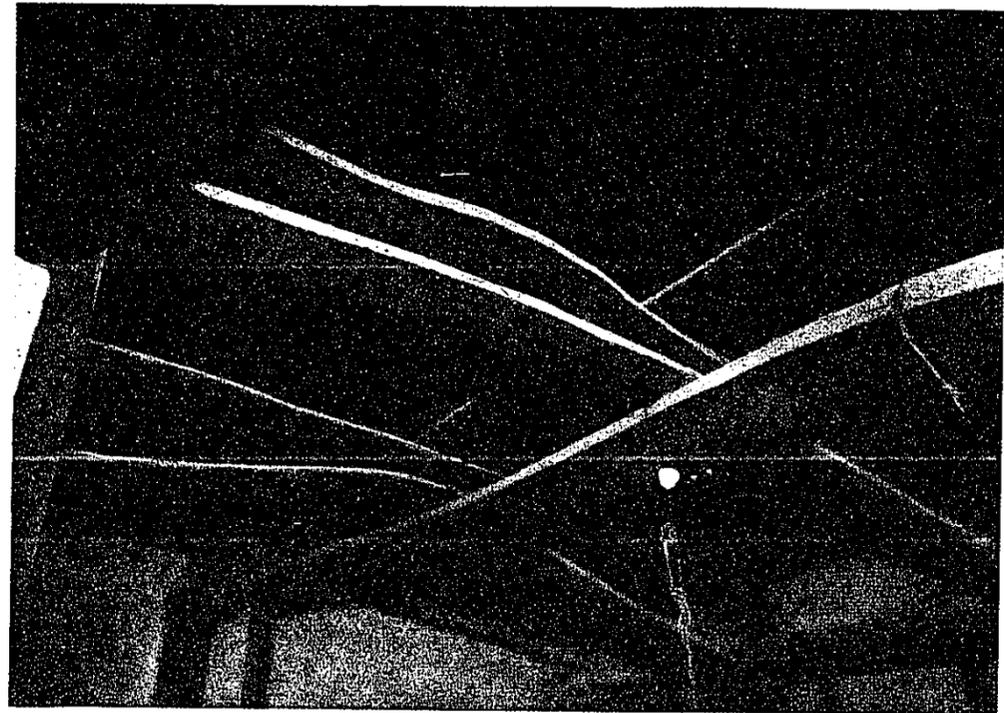
前田村 小坂龜吉氏 8



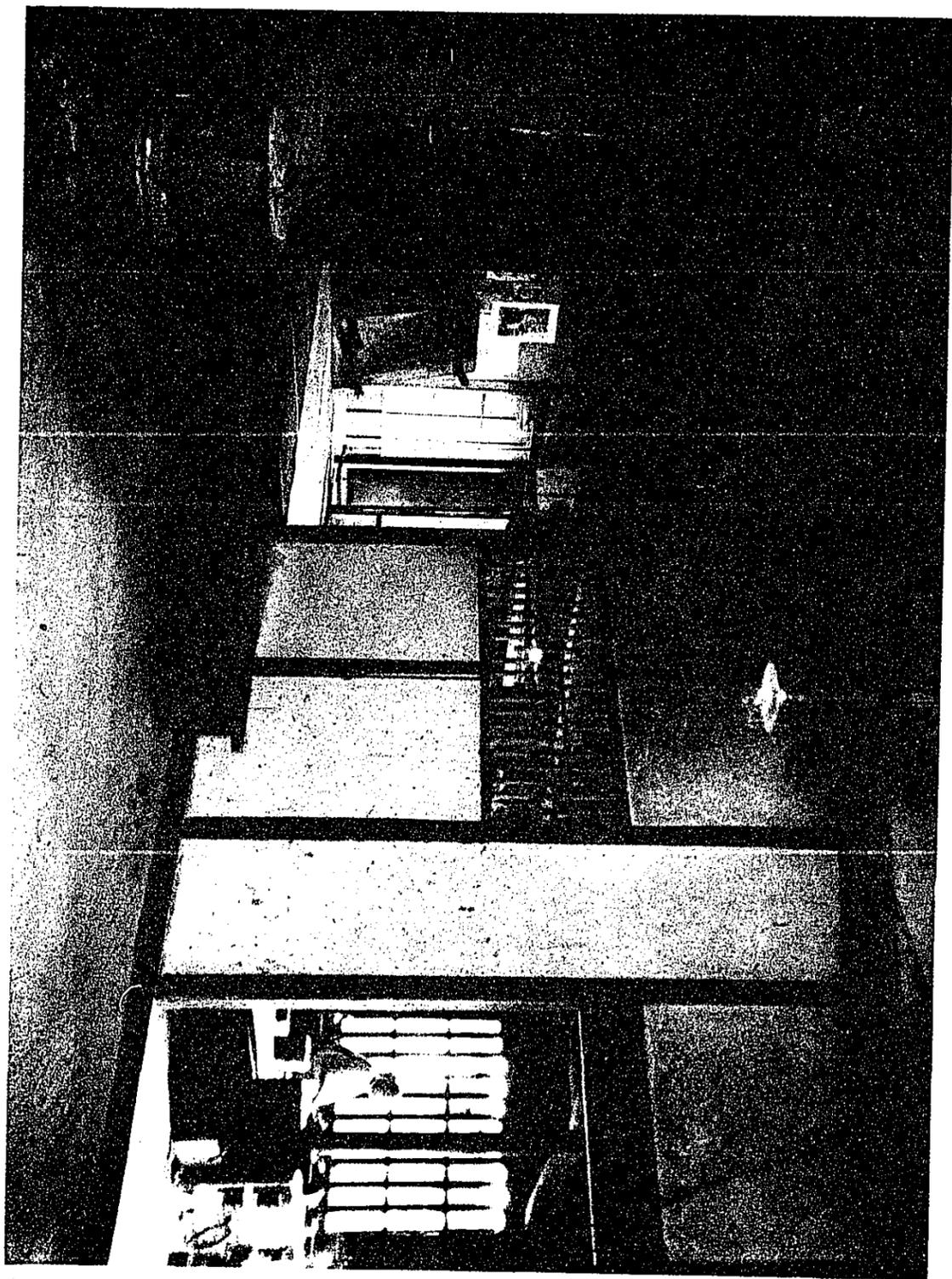
前田村 小坂惣吉氏 9



前田村 山田堅三氏 10



前田村 山田堅三氏
11



前田村 山田繁三氏 12

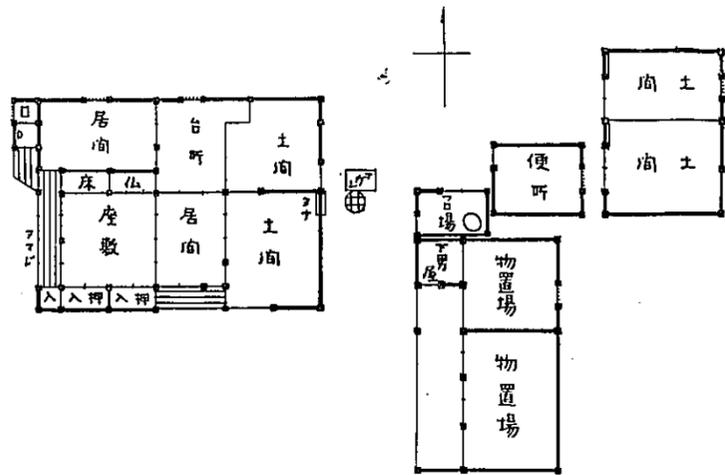
縣下の概観

一般に間取の形は整型に属し、四間取 2×2 のもの、六間取 2×3 のものが全體の約三分の一位の數を占めて居る。僅に三室の原型に属するものがあるが是は上手に廣い座敷があり、其の下手に納戸と次の間が前後に配置して居る。四間取のものは、上手に納戸と座敷を前後に、其の下手に、北座と南座が前後に配置されて居るものが多い。北座の事を臺所又は勝手とも云つて居る。時に臺所が茶の間の後に突き出して居る場合には臺所と茶の間の名稱が併用されて居る。南座の事を南の間、又は居間等と云ふ事もある。古い間取では座敷と納戸の仕切を壁にして所謂袋納戸を設けたものであるが、今日はこの仕切壁のある家は稀である。床の間、佛壇のある上の間を客間と云ふものが多く香川郡以東の東部の地方では上手の後を客間としてその前を客間又は奥座敷等と稱し、その前の間を普通に座敷と呼んで居るものが多い。又前後共に客間又は座敷と呼ぶものもある。此の様な間取では座敷の前後が椽になつて開放され妻の側の外壁に沿ふて奥に床の間、棚を、又は佛壇と押入を設けたものが多い。此の様に上手の奥に客間を取つて妻床を設けた間取の形式は香川縣の最も著しい特徴で他縣には其の例が少い。香川郡の西の綾歌郡では客間は上手前にも後にも設けたものがある。更に西の三豊郡には納戸と座敷の仕切壁の前に佛壇と床を並べて椽を妻の方に設け、更に前面を壁にして押入を之に並べたものがある。

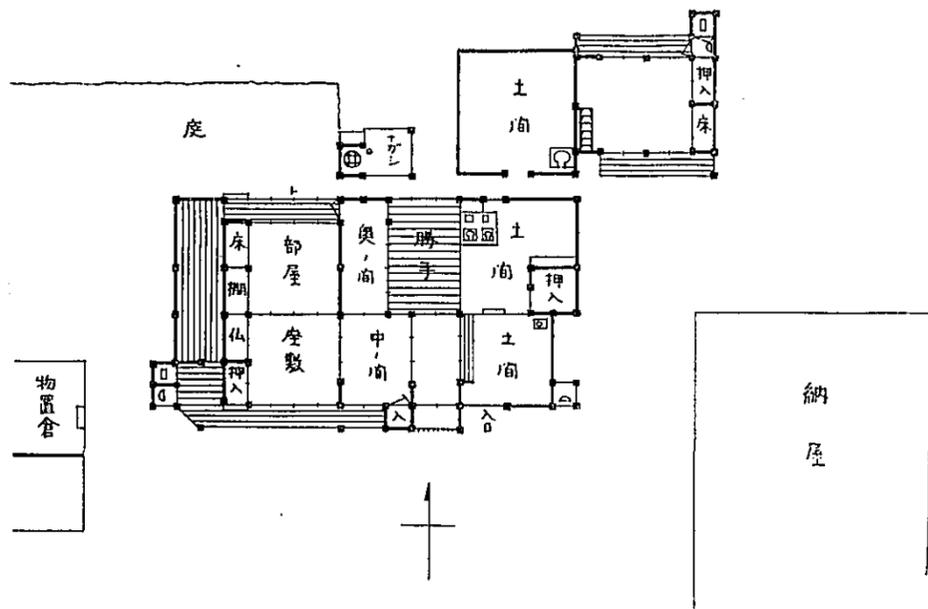
一般に客間を上手裏に取る場合は其の下手の茶の間又は北座との境を壁で仕切る。

土間をニワと云ふ。このニワの間口は四間取のものでは一間半乃至二間位のものが多く、六間取のものでは三間乃至五間位のものが多く、東部の諸郡では表からニワに入つた所に幅一間位の仕切を設け、格子戸で仕切つて、此所から南の間に入る様になつて居る。

東部諸郡では臺所が母屋から後に突出して居て、其の一方に板の間があり、その残りの叩きの所にクドを設けるの



村原萩那豊三
2×2型 整 (二)



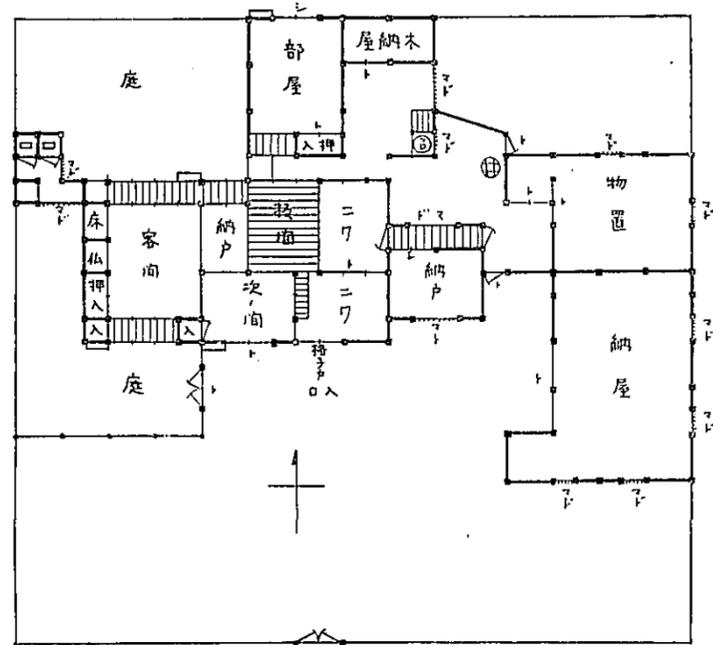
村山山那歌綾
2×2型 整 (三)

が普通である。叩きと前のニワとの間には仕切戸を立ててある。流しはその横の方か、又は裏に離れて屋根を掛け井戸と流しとを設けたものがある。又クドのある土間が裏に突出して居るものが西部に少しく見られる。其他母屋のニワにクドを設けるものもあるが、この場合ニワを格子戸で前後に仕切つたものが多い。

一般に土間の形式としては右の様に三様の型が見られるが、炊事場を母屋から突出させたものが多い事が最も著しい特徴である。

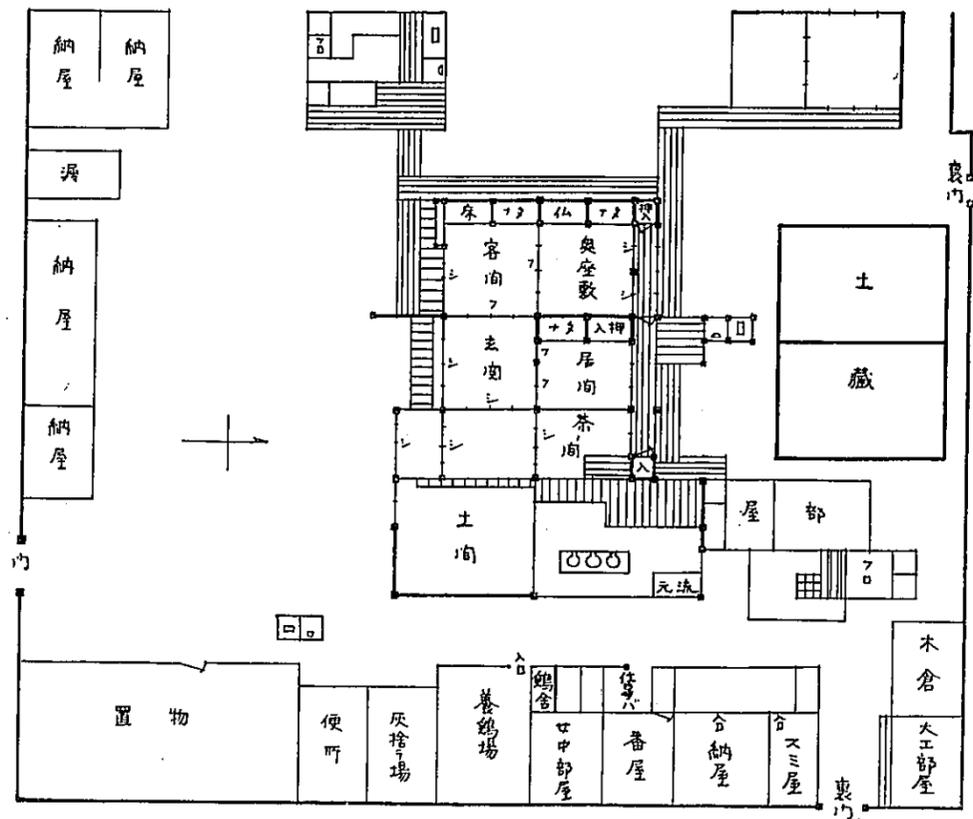
草葺屋根はいづれも四注で妻の破風もなく極めて単純な形で、棟には瓦を並べ、ニワの上の部分には煙出しの瓦葺の小屋根を着けたものがある。

敷地内の配置を見るに、一般に母屋の東及び東南に納屋、物置等を設け、裏に離れを設け、臺所から廊下で繋いだものがある。西北隅に土蔵を設ける。敷地の周囲には門壁を廻らすものがある。



村林栗那川香
型原 (一)

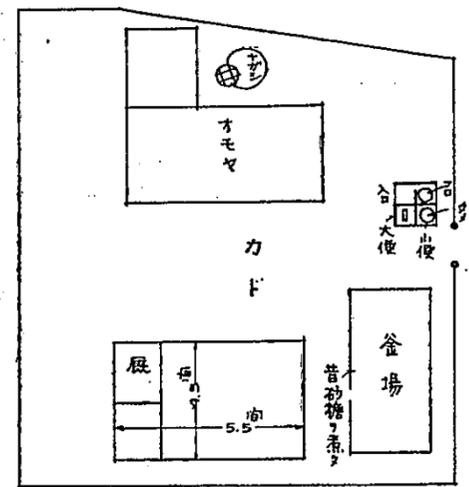
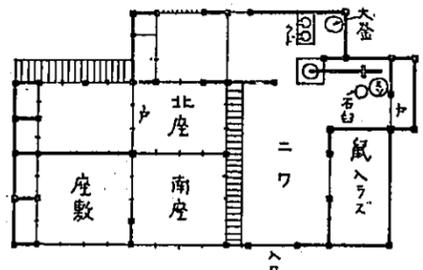
14



三豊郡勝間村
(四) 整型 3x2 (示メス)

圖版説明

圖版第八、第九 香川縣木田郡前田村、小坂龜吉氏の家で間口八間、奥行三間半の整型四間取の家で、西側上手に座敷と奥を取り、その下手に北座と南座がある。昔は座敷と奥との仕切は土壁で、その裏を袋納戸と云つて居たが、今は襖で仕切つてある。又西側の外壁に接して床、押入を取り、奥の間の裏に椽を取つて南北吹き通しの間取になつて居るが、是は四國の内でも本縣特有の現象である。是は關西風の新しい間取の影響であると思ふ。昔は北座で食事をしたが、後にその裏にゲを下して是を臺所にして居る。



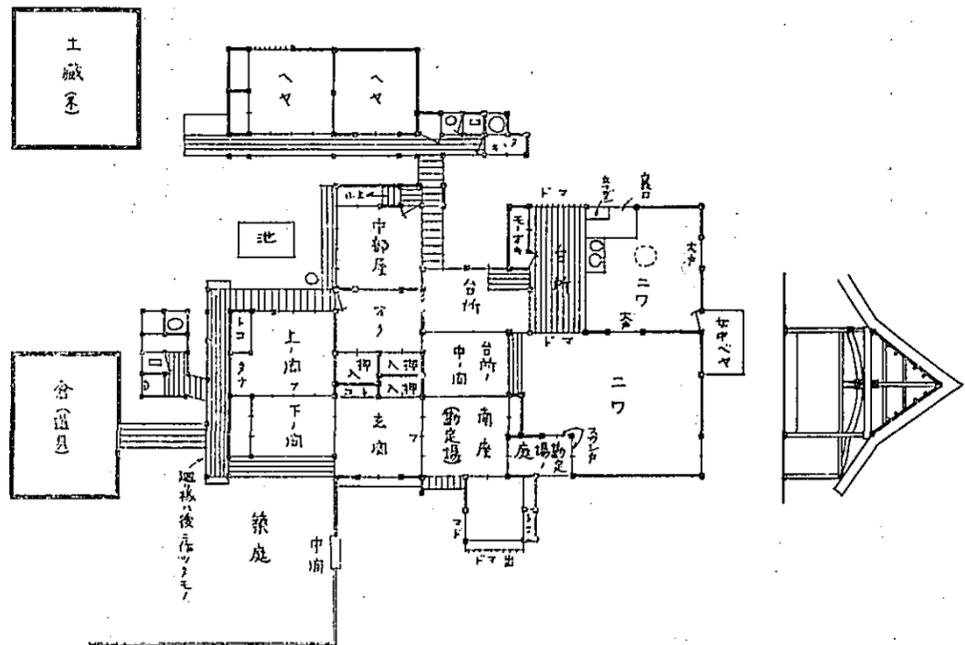
ニワの間口約三間半でその隅に鼠入らずがあり、又その奥に唐臼が置いてある。昔はこのニハにクドがあつたが、今は是を裏のゲに移してある。この邊ではクドを本屋から離して別棟に造るものがあるが、この様に別棟にしたものを釜屋と云つて居る。

屋根は草葺四注で上に棟瓦を並べ、ニワの上に煙出しの瓦葺の小屋根が着いて居る。草屋根の周圍に木瓦葺のゲが四方に葺き下してある。

母屋の前を門と云ひ、其の前に納屋がある是は昔々小屋と云つて砂糖黍をゆめた所で今から二十年前迄是を食用したものだと云ふ事である。其の横手にある釜場は昔砂糖を煮て製造した所である。母屋の下手に大小便所と風呂とを一棟の内に取込んだ建物がある。

圖版第十、第十一及第十二 同村、山田堅三氏の家で、間口十一間、奥行四間半整理六室の間取に臺所と中部屋が裏に建て増した形になつて居る。上手に上の間と下の間があり、奥の上の間に床の間と棚を取り、下の間に押込があつて前後に椽を取つて吹き抜けになつて居り、上の間と奥の間との仕切は壁になつて居る。奥の間の前に玄關の間があるが、その間には押入と床があつて仕切られて居る。この家は昔庄屋を務めた家柄で長屋門等格式の整つた家である。この間取なども鍵座敷の形式を取入れたものであるが、上の間の妻の方に床を取つた形式は本縣獨特のものである。

玄關の下手にある南座は又勘定場とも云ひ上り口のニワをスカシ戸で一部は仕切つてある。その前に出窓の付



いた小間が母屋から突出して居る。ニワは前後に仕切つて奥のニワの臺所の下手にクドと流しがある。昔はクドがニワの中央に離れて居たと云ふ事である。又母屋から突出した部分は、昔別棟の釜屋になつて母屋との間に大槓が懸つて居たと云ふ事である。後景を本屋の内に取込んで今日の様に改造したものである。

構造は梁間二間半の茅葺の四注屋根の前後に一間の本瓦葺の下屋を葺下したもので、棟の下に束を立て、貫を通してあるのも特色がある。

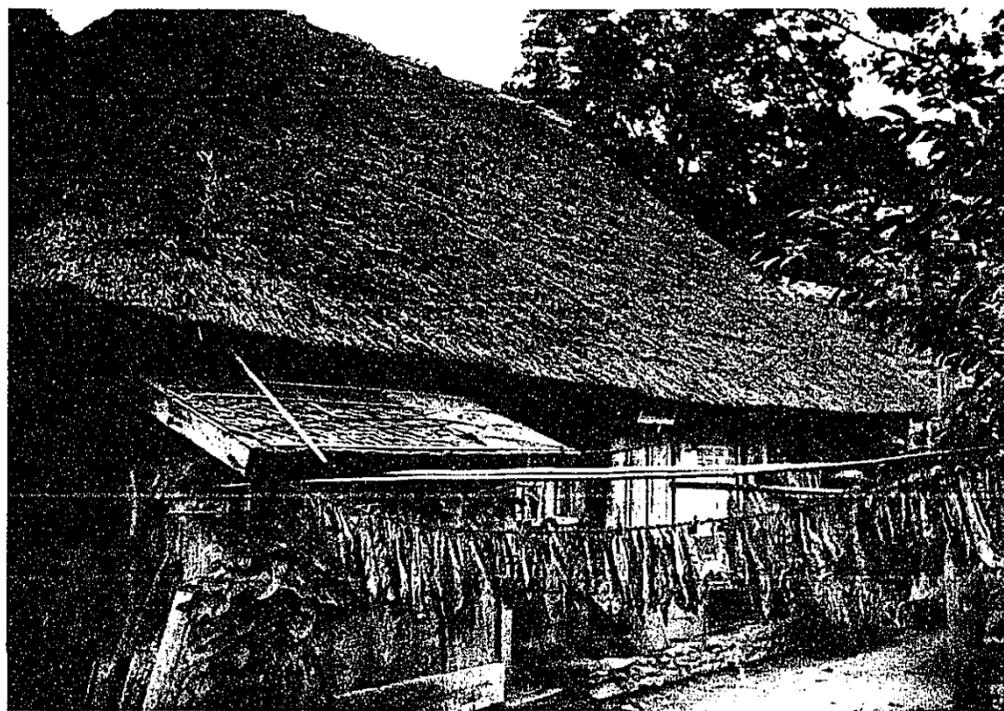
本屋の裏に離れの部屋を取り、廊下で繋いである。又宅地の西北隅に米の土藏があり、本屋の西に道具の土藏がある。土藏の構造は外部は小舞の上に土壁を塗り漆喰で仕上げているが、内部は柱の間に厚板を落し、壁との間に砂が入れている。又本屋の下手には物置があり、正面に長屋門があつて屋敷全體を練堀で廻らしてある。

圖版第十は本屋の正面を望み、第十一の下圖は下の間より上の間を眺めた所で、床の間の向ふに書院が見えて居る。同上圖はニワの前隅より臺所の中の間の上の方を望んで屋根裏の構造を寫したものであるが、東と半梁及二重梁の有様が現はれて居る。第十二はニワの内部を示したもので、前述の屋根裏の構造を示した。寫眞はこの上に續くものである。

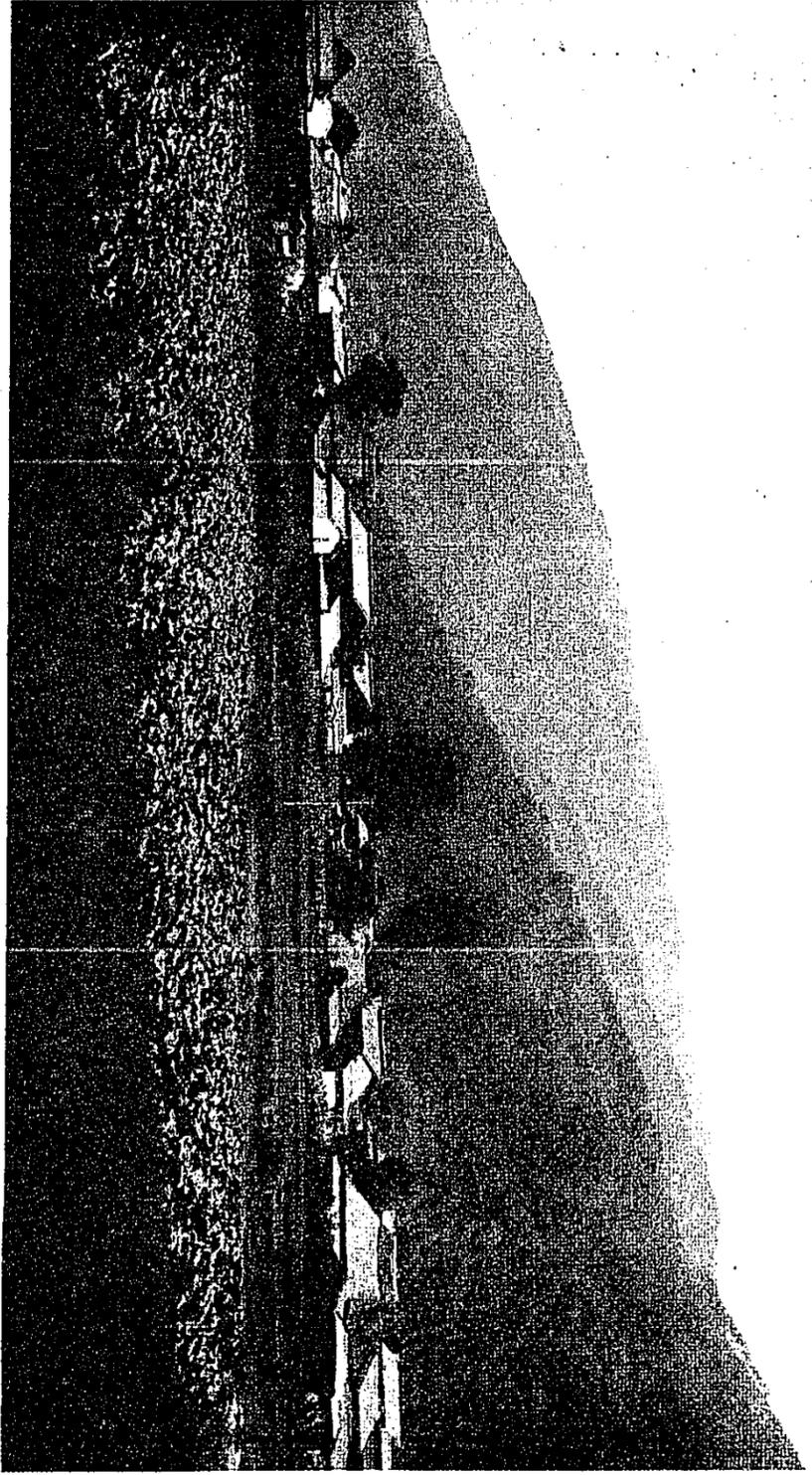
德島縣



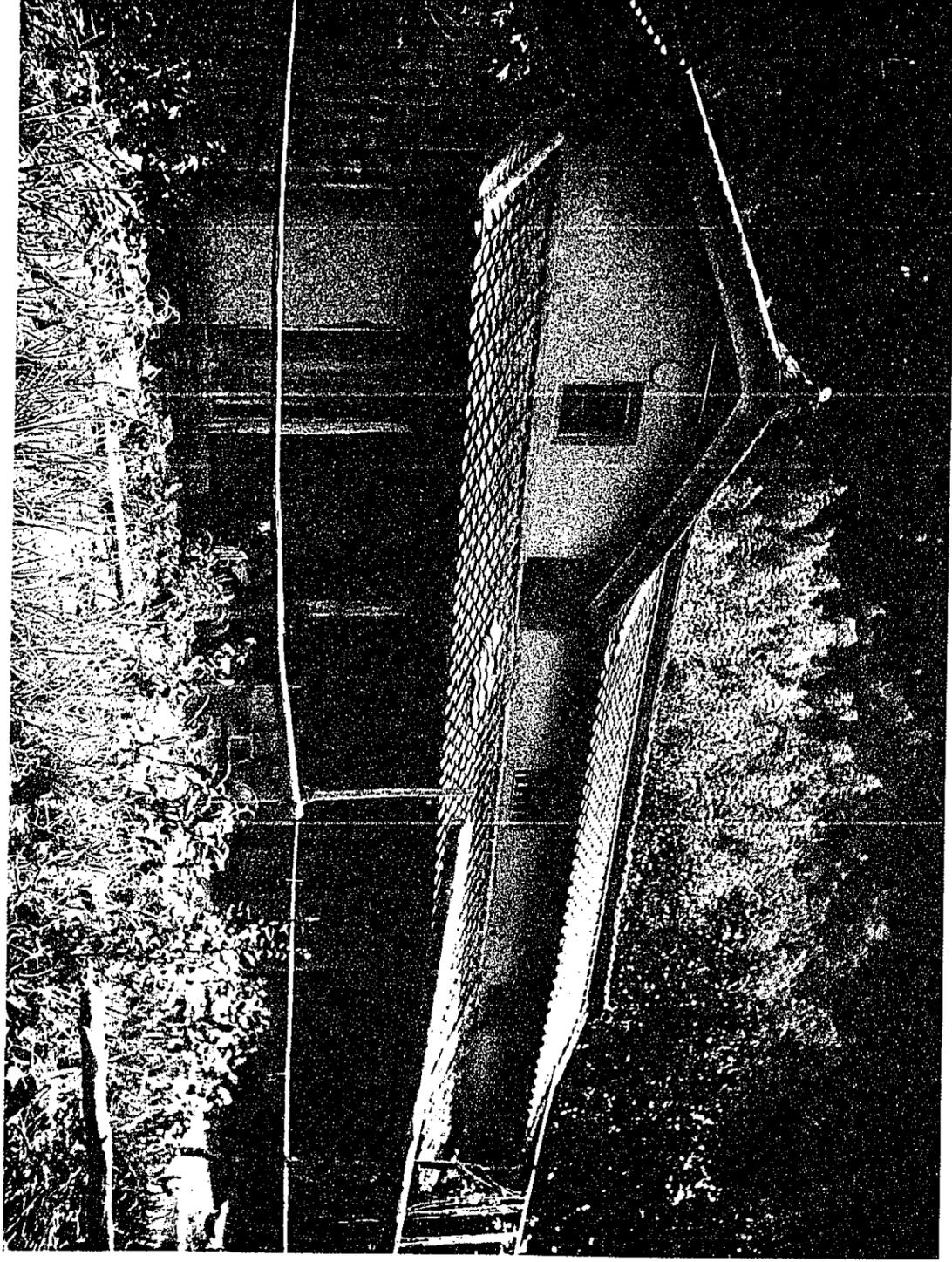
東祖谷村 喜多九平氏



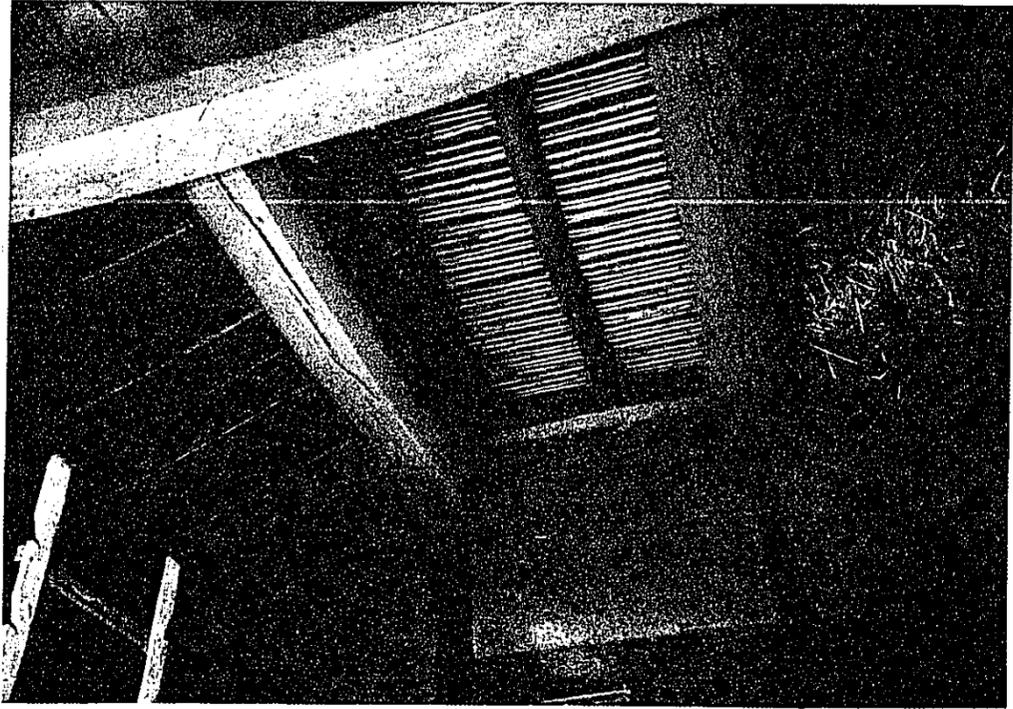
東祖谷村 西本敏太郎氏 14



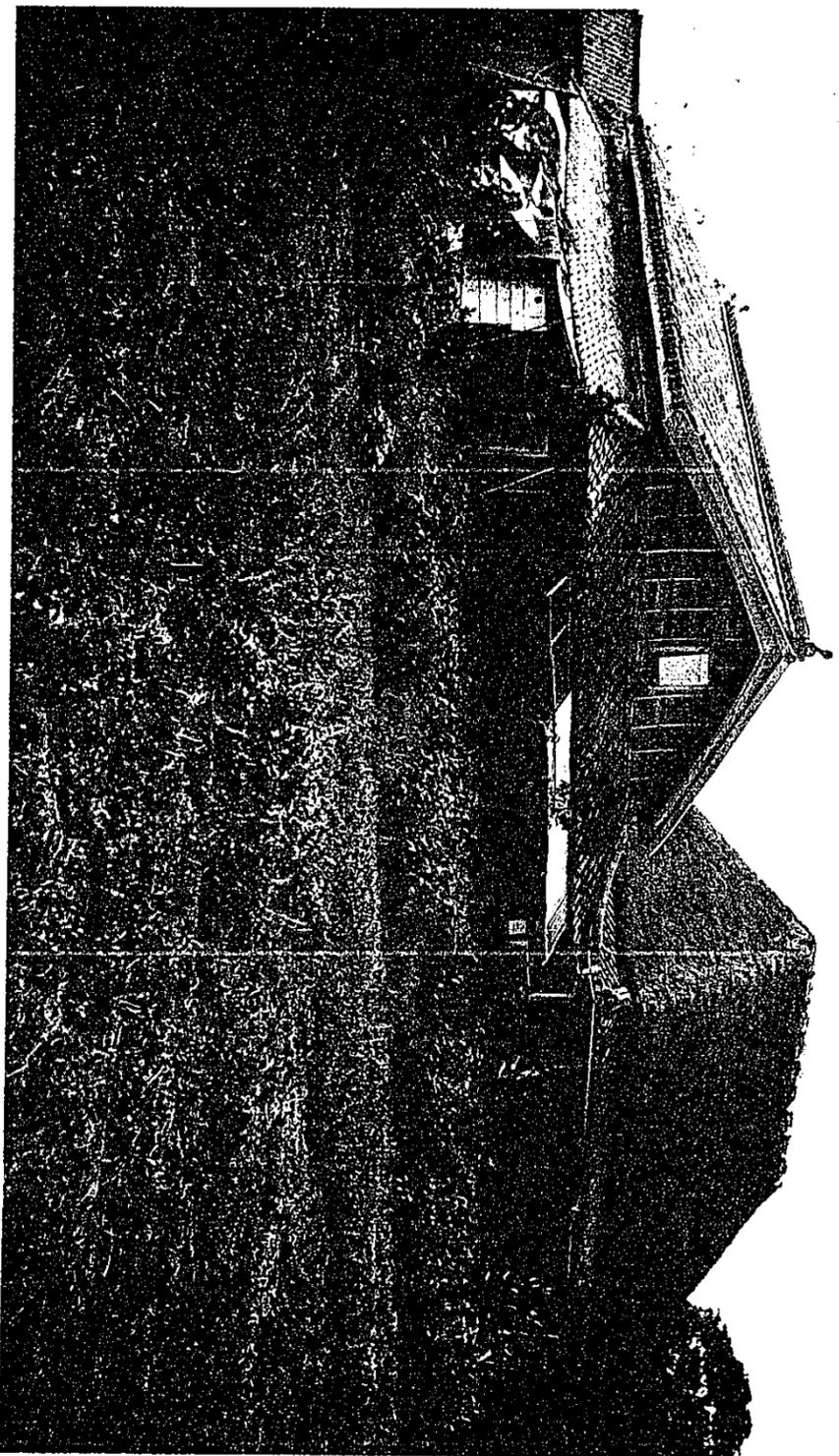
池田町 村落 15



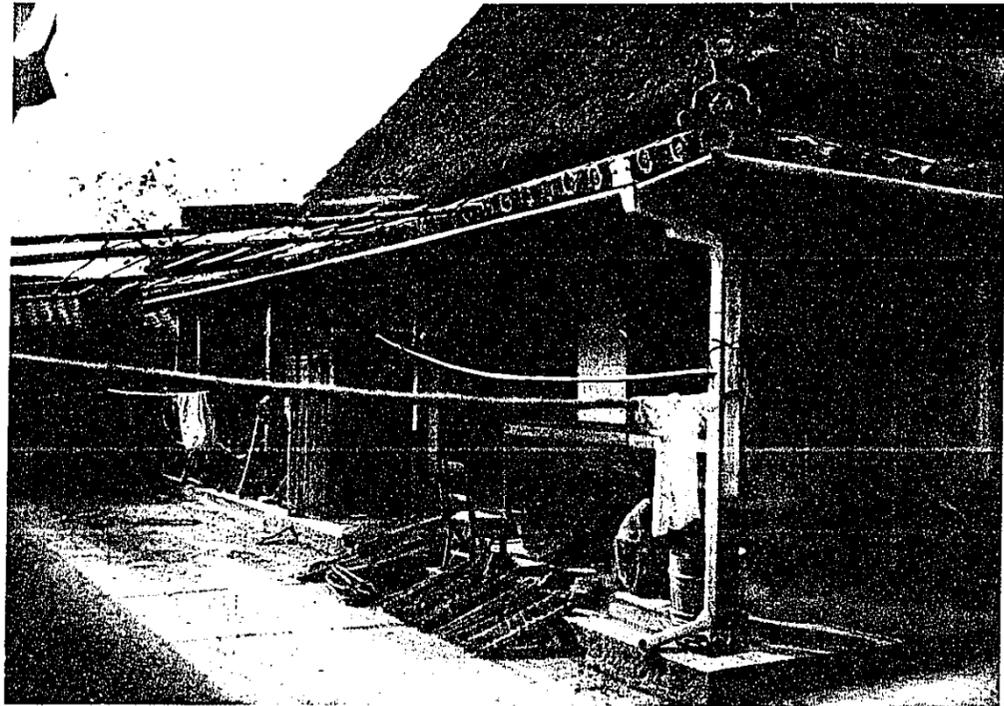
池田町 藤田屋治郎氏 16



國府町 伊澤耕太郎氏
17



川東村 丸本林蔵氏 18



川東村 丸木林蔵氏 19

縣下の概観

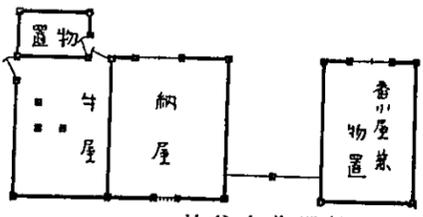
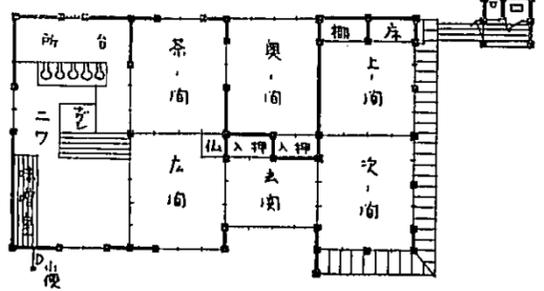
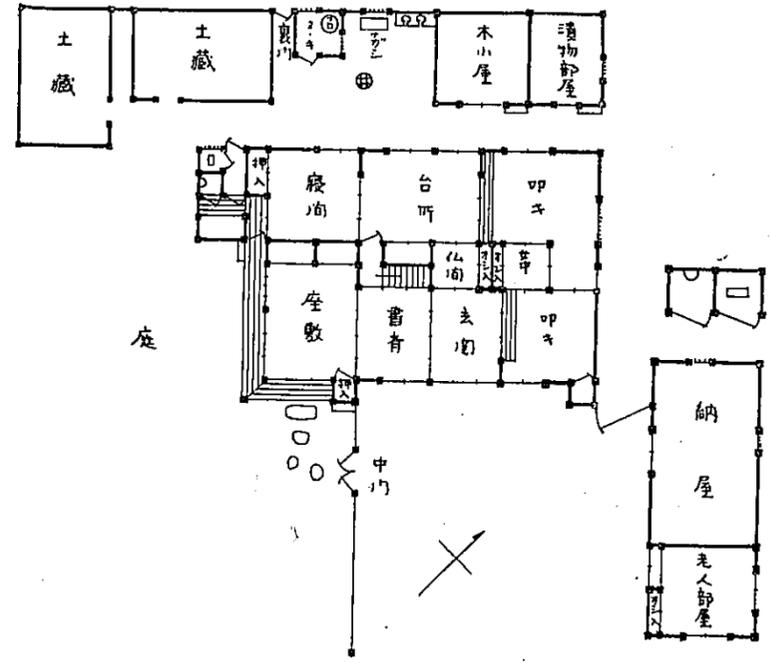
間取は一般に整型に属して四間取 2×2 、及び六間取 3×3 、並に是等の多少變化したものが見られる。四間取の場合、上手後と奥の間又は奥或は納戸部屋等と云ひ上手前を表、座敷など、云つて居る。表といふ呼名は奥に對して用ひられて居るものが多い様である。下手の後を勝手、ナイショ、茶の間等と云ひ、下手前のニワの上り口の間を居間、帳場、仲間等と云つて居る。整型の稍々變化したものは、吉野川の下流の諸郡に見られるものであるが、是は下手の勝手と居間との間に小さな佛間又は下女部屋が取つてあるが多い。

喰違ひは四室の $2+2$ の形式で、四國の概観で述べた如く、上手前の座敷と、下手後の勝手とが廣くなつて居る。座敷と奥の間との仕切は壁になつて、床の間と棚又は押入を其の前に並べ、古い家では側面が壁になつて居るが、稍々新しい間取では座敷の兩側に廻り縁を廻らしたものが多し。床の間の脇の棚又は押入の場所は特に一疊の疊敷にして残してあるものも少くある。廻り縁のある家では床の間の外側の邊りに、上便所を設備する。

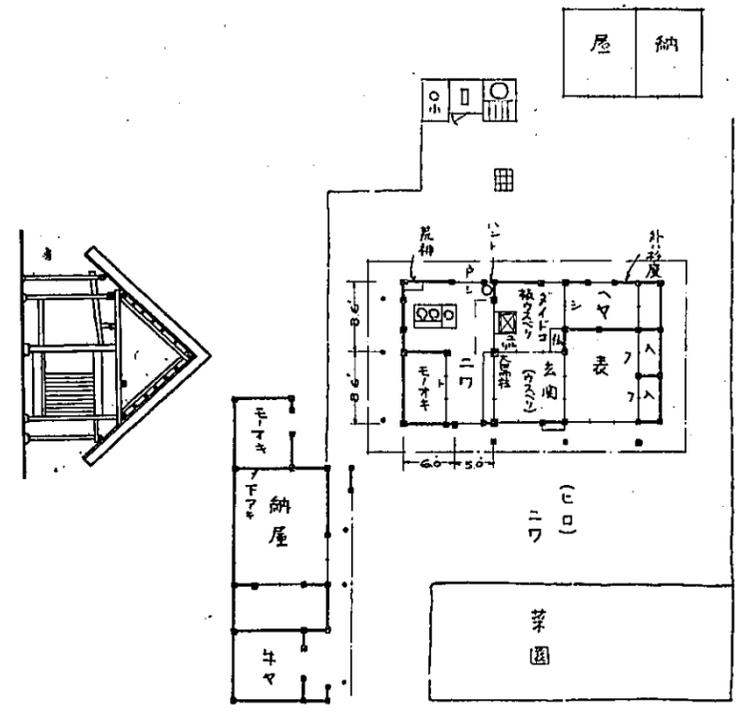
ニハは間口二間又は三間位であまり廣からず又附屬部屋も少し。最も單純なものは廣い一室のニワで、勝手の一端にクドを設け、土間の中央に大釜を据ゑたもので、是は山地の三好郡地方に見られるものであるが、多くは前後に仕切つて奥のニワにクドと流しを設けてあるが、南部の勝浦、那賀郡等には釜屋が下手の横に突出して居るものが多く、其他ニワの裏に更に釜屋の突出して居るものが各地に少數散在して居る。又南部の方には釜屋が下手に別棟に獨立して居るのも少數見られるが是は高知縣と共に著しい例であると思ふ。

母屋は多く南向で、座敷を西側に、土間を東側に取るものが多いが反對に西側に土間を取つたものも可なりある。敷地の配置は母屋の東又は東南に納屋と厩を並べた農舎を設けたものが多く、又明治時代藍を製造する爲に用いたネドコと稱する乾燥場が外ニワの前面に建てられてあるものもある。是は今日は何れも納屋に使用されて居る。

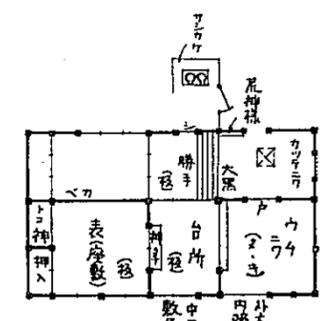
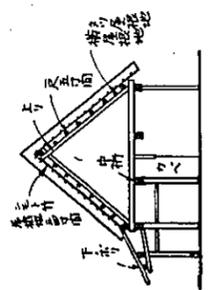
村洲橋郡賀那
2×2 變型整 (三)



村谷内井郡好三
2×3 型整 (四)

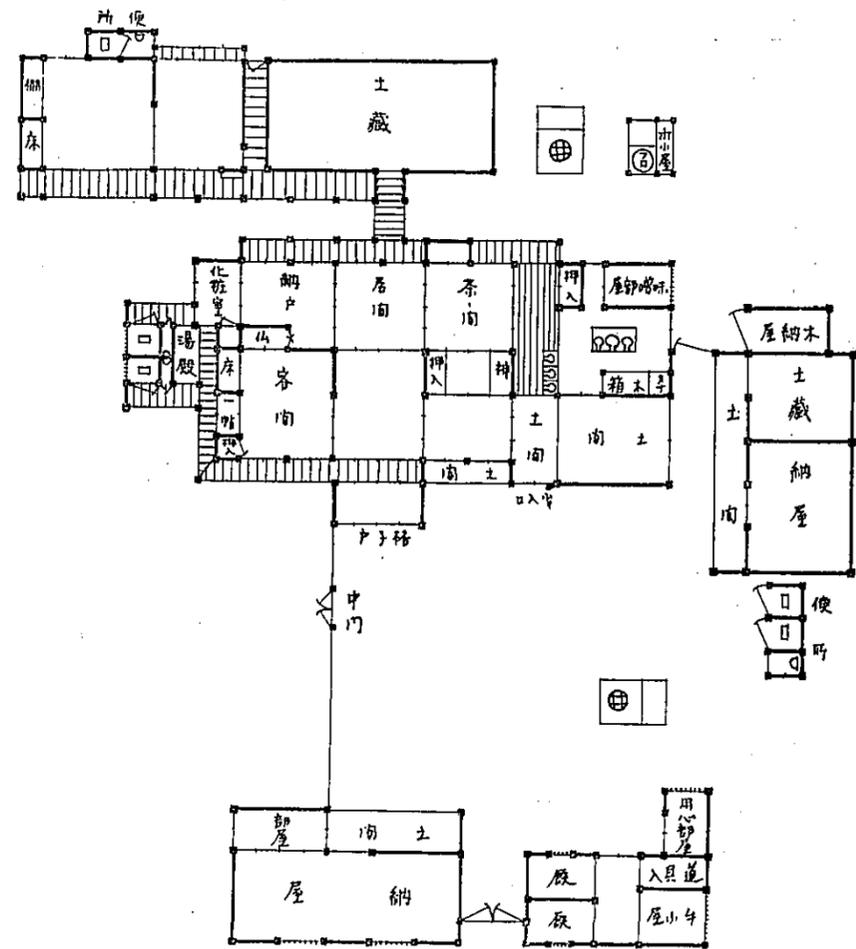


海部郡川東村
2+2 型整 (一)



名東郡國府町
2×2 型整 (二)

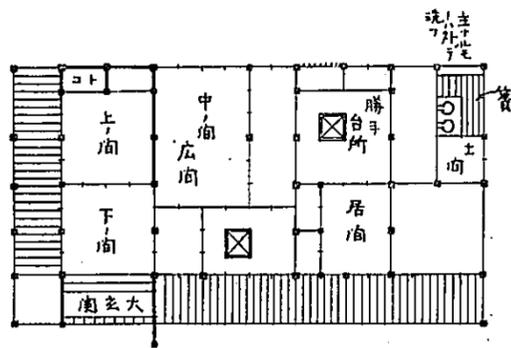




村山大那野板
(ス示ヲ地敷) 2×3 變型整(五)

圖版説明

圖版第十三 三間郡東祖谷村、喜多九平氏の家で、この部落は平家の落人の子孫だと云ふ事で、現にその當時の遺物なども残つて居ると云ふ事であるが、十數年前迄は想像も及ばぬ不便な所で農作物は主として麥、稗、粟、及び煙草などを作つて居つた。この家は間口十間奥行五間半で西の上手の奥に上の間、その前に下の間と大玄關があり、上の



一間六尺六寸

間の正面に床の間と違ひ棚が並び、西側に一間の廣縁があつて武家造りの面影を存して居る。此の様な座敷の間取は四國地方には他に見る事が出来ない。下手には中の間があり、更に勝手と居間が取つてあるが、家の一部を仕切つて他人に貸して居るので少しく家の間仕切りが變更されて居る。又勝手の下手に炊事場があるが、土間は極めて狭く、臺所に接してクドが並びその横が簀の床になつて、流しに使用されて居る。又家の前面に一間の廣間が取つてある。柱間は眞々六尺六寸になつて居る。屋根は全部茅葺で、一つの屋根の内に葺き下ろされて居る。屋根裏には束もな

く、此處に煙草の葉を乾燥する爲に釣り下げてある。この屋根材の茅は共同地で毎年部落總出で刈り取つて其の年の番に當つた家が之を受取る。屋根葺は其の土地に上手な人があれば手傳つて指揮をするが、上手な人の無い時は他の部落から賃金を拂つて人を頼むと云ふことである。

圖版の上圖は本屋の全面で、向ふに間口二間の大玄關があり、其の事前に一間の玄關と、椽先の兩戸の戸袋と格子が見えて居るが、非常に荒廢して昔の面影も見られない位になつて居る。下圖は其の大玄關の正面を示したものである。